

最近の国の動向

【有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）に関する国及び国内自治体の動向】

年月日	国等の動向	国内自治体	長野市
2020年(R2)			
4月1日	(厚生労働省) 水質管理目標設定項目	目標値(暫定) 50ng/L	
5月28日	(環境省) 要監視項目に位置付け	指針値(暫定) 50ng/L	
6月2日	(環境省)「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」の公表		
9月15日			寺尾給水栓水 58ng/L
10月6日			川合1,4号井 目標値超過判明
10月7日			川合1,4号井 取水停止
10月14日			厚生労働省・長野県水大気環境課に報告
12月3日			水道局の緊急対応と調査結果をホームページ掲載
			管理基準を 25ng/L に定め監視を強化
2023年(R5)			
1月24日	(厚生労働省) 水質基準逐次改正検討会の開催(環境省合同) H2年度の結果公表		
1月30日	(環境省) PFAS 総合戦略検討専門家会議(第1回)		
2月1日	(環境省) 水質汚濁防止法の「指定物質」に追加指定し、事故等時の応急措置の実施と届出の義務化		
2月15日			今までの水道局の対応について、市定例記者会見で報告
2月27日	(内閣府)「食品安全委員会」(PFAS ワーキンググループ 第1回)の開催		
3月28日	(環境省) PFAS 総合戦略検討専門家会議(第2回)		
5月1日		(静岡県浜松市:環境部)	河川水で指針値(暫定)の超過公表 周辺調査に着手
5月8日		(熊本県熊本市:環境部)	河川水で指針値(暫定)の超過を公表 周辺調査に着手
5月26日	(内閣府)「食品安全委員会」(PFAS ワーキンググループ 第2回)の開催		
6月15日	(環境省) PFAS 総合戦略検討専門家会議(第3回)		
6月16日	(厚生労働省) 水質基準逐次改正検討会の開催(環境省合同)		
7月10日			取水方法等検討専門家会議(第1回)の開催
7月28日		(岐阜県各務原市:水道)	給水栓水の「有機フッ素化合物の目標値(暫定)超過」を公表
7月25日	(環境省) PFAS 総合戦略検討専門家会議(第4回)		
7月31日	(環境省)「PFOS、PFOAに関するQ&A集」、「PFAS に関する今後の対応の方向性」を公表		
9月下旬			基礎検討(ステップ1)一斉測水調査(豊水期)の実施
9月28日	(内閣府)「食品安全委員会」(PFAS ワーキンググループ 第3回)の開催		
10月16日	(厚生労働省)「令和3年度水道統計」を公表(日本水道協会)		
	(厚生労働省) 全国の水道事業体に水質調査結果の確認を指示 調査実施を依頼		
10月17日		(岡山県吉備中央町:水道)	給水栓水の「有機フッ素化合物の目標値(暫定)超過」を公表
11月1日		(静岡県静岡市:環境部)	河川水・地下水で指針値(暫定)の超過を公表 周辺調査に着手
10月30日	(内閣府)「食品安全委員会」(PFAS ワーキンググループ 第4回)の開催		
11月24日	(内閣府)「食品安全委員会」(PFAS ワーキンググループ 第5回)の開催		
12月25日	(内閣府)「食品安全委員会」(PFAS ワーキンググループ 第6回)の開催		
2024年(R6)			
1月19日			取水方法等検討専門家会議(第2回)の開催
2月1日	(環境省)“PFHxS”を化審法の第一種特定化学物質に追加指定(施行予定)		

厚生労働省 水道法等の所掌事務の移管について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

施行期日

令和6年4月1日

2

出典 厚生労働省ホームページ「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布について(通知)より抜粋

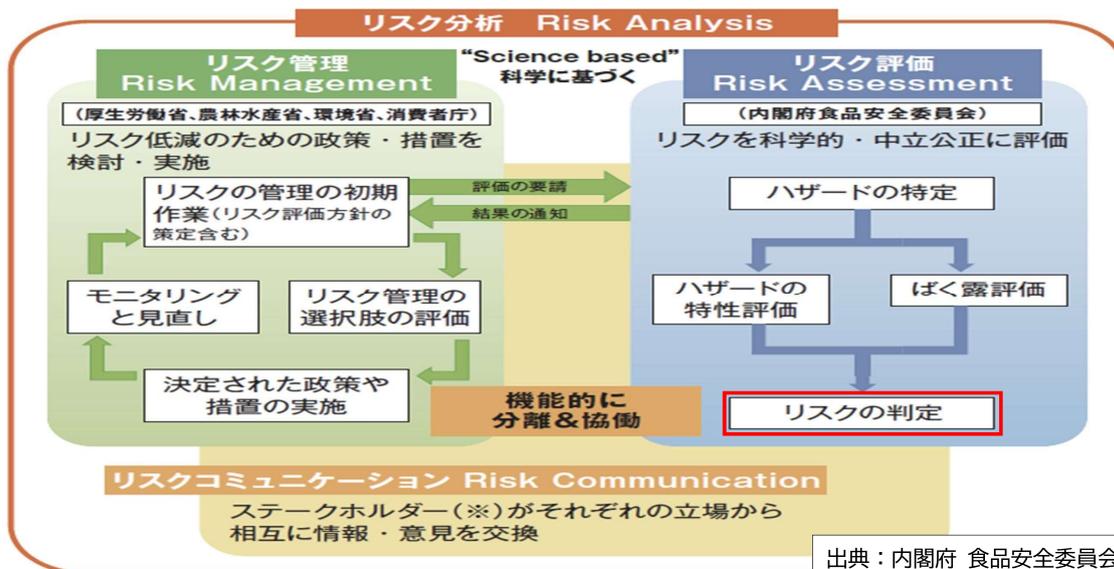
1



内閣府

食品安全委員会

食品安全衛生委員会は、国民の健康保護を最優先として、食品の安全性を確保するためのリスク評価や、リスクコミュニケーションに取り組む内閣府に設置された委員会です。



出典：内閣府 食品安全委員会ホームページ

“有機フッ素化合物”については、集中的に調査・審議が必要なことから令和5年2月7日に食品安全委員会に“有機フッ素化合物(PFAS)ワーキンググループ”を設置し、今までに6回の審議会を開催し、継続審議しています。このワーキンググループでは、PFOAやPFOSを中心に、食品を通じて有機フッ素化合物(PFAS)を摂取した場合の健康影響(発がん性を含む様々な毒性)について、国内外から収集した知見を精査して、見解をまとめ、その結果を評価書として公表します。なお、評価書の公開時期については、現時点で示されていません。

2

PFASに関する今後の対応の方向性（概要）

- PFASに対する総合戦略検討専門家会議において、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめた。

PFOS、PFOAへの対応について

PFOS、PFOAへの更なる対応の強化のため、以下4点の継続・充実を図ることが必要

- 管理の強化等**
 - 正確な市中在庫量の把握等の管理強化
 - 泡消火薬剤の更なる代替促進
 - 環境中への流出防止の徹底
 - 水質の暫定目標値の取扱いの検討
- 暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応
 - 「対応の手引き」の充実による飲用ばく露の防止の徹底
 - 自治体による健康状態の把握
- リスクコミュニケーション**
 - 今回作成するQ&A集を活用した丁寧なリスクコミュニケーションの実施
- 存在状況に関する調査の強化等
 - 環境モニタリングの強化
 - 化学物質の人へのばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討

参考資料1-1

PFOS、PFOA以外のPFASへの対応について

さらに、その他のPFASについては、以下の物質群に大きく分類して対応

- <物質群1：POPs条約で廃絶対象となっている物質等>
- POPs条約の廃絶対象となっている物質（PFHxS）及び検出中の物質（長鎖PFCA（PFNAなど））の優先的な取組の検討
 - 存在状況に関する調査の強化等
 - 環境モニタリングの強化や化学物質の人へのばく露モニタリング調査の対象物質への追加を検討
- <物質群2：それ以外の物質>
- 当面对応すべき候補物質の整理
 - 存在状況に関する調査の強化等（水環境中の調査、化学物質の人へのばく露モニタリング調査対象物質の検討）
 - (2)を踏まえた対応（適正な管理の在り方の検討、物質群としての評価手法の検討）

R5.11.28 PFHxSを化審法の第一種特定化学物質に指定

PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等は、常に更新されており、継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、国内において関連する研究を推進すべき。

出典 環境省ホームページ「PFASに対する総合戦略検討専門家会議

“ - PFASに関する今後の対応の方向性(概要) - (2023年7月)” を掲載

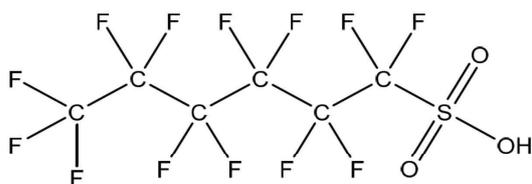
3

PFHxSの第一種特定化学物質への指定について

- PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）とその塩については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）第10回締約国会議において、同条約の附属書A（廃絶）に追加された。
- 主な用途としては、泡消火薬剤、金属メッキ、織物、洗浄剤等。なお、PFHxSとその塩は、化学物質審査規制法（化審法）では新規化学物質又は一般化学物質に相当し、製造・輸入実績はない。
- POPs条約の議論を踏まえ、国内措置を検討した結果、PFHxSとその塩については、化審法の第一種特定化学物質に指定されることとなった。化審法施行令の改正以降、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の製造・輸入等、当該化学物質を含む製品の輸入が原則禁止となる。

(参考) PFHxSの構造式と今後のスケジュール

PFHxS (今回新たに指定)



今後のスケジュール（予定）

- 閣議：令和5年11月 → R5年11月28日
- 施行期日：令和6年1月中旬 → R6年2月1日
(物質の指定)
- 施行期日：令和6年5月中旬 → R6年6月1日
(輸入禁止製品の指定)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）は、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、国際的動向を踏まえて、新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する法律です。有機フッ素化合物は、この法律に基づきPFOSは2010年に、PFOAは2021年に製造・輸入等を原則禁止しています。この度”PFHxS若しくはその異性体又はこれら塩類”を第一種特定化学物質に指定し、規制するものです。

4